

平成 22 年度税制改正（租税特別措置）要望事項（新設・拡充・延長）

（ 外務省 ）

| 制 度 名 | 連結納税 | | | | | | |
|---|---|--|---|----------------|-----|--|--|
| 税 目 | 法人税 | | | | | | |
| 要 望 の 内 容 | <p>現行法制上、連結納税が行えるのは全額出資子会社のみであるが、これを緩和し、納税自由度を高める。</p> | | <table border="1"> <tr> <th data-bbox="1013 871 1220 965">減収見込額 (平年度)</th> <th data-bbox="1220 871 1489 965">百万円</th> </tr> <tr> <td> </td> <td> </td> </tr> </table> | 減収見込額 (平年度) | 百万円 | | |
| 減収見込額 (平年度) | 百万円 | | | | | | |
| | | | | | | | |
| 新 設 ・ 拡 充 又 は 延 長 を 必 要 と す る 理 由 | <p>現行制度は国際的に比較して過度に厳格であり、投資誘致上の一つの阻害要因となっている。各国は投資誘致を通じた経済活性化のため連結納税の余地を広げることが潮流となっており、この流れに適応した税制に改めることが必要である。</p> | | | | | | |

| | | |
|--|----------------------------|---|
| 今 回 の 要 望 に 関 連 す る 事 項 | 政策評価体系における位置付け | 11. 分野別外交 4. 国際経済に関する取組 (5) 海外の日本企業支援と対日投資の促進 |
| | 政策の達成目標 | 国際的に比較して厳格な現行制度は、投資誘致上の阻害要因の一つとなっていることから、当該税制見直しにより、対日直接投資促進をはかり、我が国経済活性化、雇用機会増大につなげる。 |
| | 租税特別措置の適用又は延長期間 | |
| | 同上の期間中の達成目標 | |
| | 当該要望項目以外の税制上の支援措置 | 輸入の促進及び対内投資事業の円滑化に関する臨時措置法の施行 ・ 税制上の特例措置（欠損金の繰越期間の延長） 欠損金の繰越し期間については通常5年のところ、事業開始後5年以内に発生したものについては10年間の繰越しを認める特例。 |
| | 予算上の措置等の要求内容及び金額 | |
| | 上記の予算上の措置等と要望項目との関係 | |
| これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項 | 政策の達成状況 | |
| | 租税特別措置の適用実績 | |
| | 租税特別措置による政策の達成目標の実現状況等 | |
| | 前回要望時の達成目標 | |
| | 前回要望時から達成度及び目標に達していない場合の理由 | |

| | |
|---------------|--|
| これまでの 要望経緯 | |
|---------------|--|